

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	2	第1	4	(2)	ア	施設整備業務	炉設備に関する設計業務、設置工事業務、監理業務は(イ)設計業務、(ウ)建設業務、(オ)工事監理業務とは別業務と考えてよいか。	ご理解のとおりです。火葬炉設備に係る設計業務、建設業務、工事監理業務は、火葬炉メーカーにて行うものとします。
2	要求水準書(案)	2	第1	4	(2)	ア	施設整備業務	火葬炉設備に関する設計業務、設置工事業務、管理業務は火葬炉メーカーとの認識でよろしいでしょうか？それとも設計業務、建設業務、工事管理業務のどれかに含まれるのでしょうか	要求水準書(案)に対する質問への回答No1をご参照ください。
3	要求水準書(案)	2	第1	4	(2)	イ	維持管理業務	「※事業用地近隣の市有地の植栽帯の管理」の対象は資料1の「事業用地外植栽管理区域」との理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	3	第1	4	(3)		事業スケジュール	本施設の引渡し及び所有権移転について令和5年9月となっておりますが、事業者の提案により建設期間の短縮を行った場合、市との協議により供用開始を早めることは可能でしょうか。	可としますが、事業終了時期及び事業費の変更しません。
5	要求水準書(案)	3	第1	5	(1)		適用法令等	墓地、埋葬等に関する法律施行規則に、「人家及び公共施設との距離は250m以上あり、(中略)、ただし、公衆衛生その他公益を害する恐れがないと認められるときは、この限りではない」とあるが、本施設は、但し書きが適用されると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	3	第1	5	(1)		適用法令等	本事業は、都市計画法29条開発許可の適用除外事業に該当すると考えています。栃木県及び栃木市において、開発許可不要の場合の連絡調整(事前協議)等の必要があればご教示ください。	都市計画法第29条は適用除外となりますが、都市計画法第33条の技術基準への適合が必要であり、協議が必要となります。
7	要求水準書(案)	3	第1	5	(1)		適用法令等	上記No.6で開発許可が不要となる場合、敷地造成工事に関する技術基準をご教示ください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.6をご参照ください。
8	要求水準書(案)	7	第1	7	(1)		常時における備蓄等	災害発生時には、通常の火葬件数で3日間…の燃料を常備することとありますが、通常時の火葬16件×3日=48件分の燃料備蓄を想定すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	7	第1	7	(1)		常時における備蓄等	非常時に使用した備蓄燃料の補充については、市負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書(案)	7、22	第1、第2	7、5	(1)、(2)	㊦	常時における備蓄等、発電設備	「通常の火葬件数で3日間」とは、16件/日×3日間=48件分と解釈して宜しいでしょうか。火葬がその件数出来るだけの容量との解釈でよろしいでしょうか	要求水準書(案)に対する質問への回答No.8をご参照ください。
11	要求水準書(案)	7	第1	7	(2)		大規模災害への対応	「本計画地が災害区域内にある」とあり災害時の避難場所対応として備蓄倉庫、マンホールトイレ等の非常用設備は必要でしょうか。	本計画地は市の指定避難場所ではないので、備蓄倉庫などの非常用設備は必要ありません。施設利用者の安全や火葬の機能維持の確保できる施設を想定しています。
12	要求水準書(案)	7	第1	7	(2)		大規模災害への対応	「事業者は業務実施時間を延長し～」とありますが、連続24時間運転などの程度を想定していますか。また、「災害対応への支援」とは具体的に何を望まれますか。	前段について、一日最大32件程度の火葬を想定しています。後段について、「災害対応への支援」は、通常業務時間を延長して火葬業務を実施することを想定しています。
13	要求水準書(案)	7	第1	7	(2)		大規模災害への対応	大規模災害が発生した場合において、当施設は開放するとありますが、有事の際の食品・生活物資の保管等の購入や管理も業務に含まれるのでしょうか。	含まれません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
14	要求水準書(案)	7	第1	7	(2)		大規模災害への対応	本市の指示により施設を開放すること、とありますが、何を目的に開放するのか明示願います。その際、事業者はどんな業務を行うのでしょうか。	隣接する指定避難所である遊楽々館の収容人数が足りなくなった際に、一時的に受け入れ可能とすることを目的としています。市が本施設の開放を決定した際は、市が避難者の受付、対応を行いますので、事業者は、可能な限りの設備の運転、施設の清掃をお願いします。
15	要求水準書(案)	9、その他複数箇所	第2	1	(1)		基本施設	待合室8室、告別室3室、収骨室3室と有るが、将来の需要増や市民要望の多い時間帯の受け入れ件数を増やすためにも収骨室、告別室の数量及びユニット構成など事業者提案とさせて頂けないでしょうか	収骨室、告別室の適切な収容人数等を確保した上で、タイムスケジュール等作成の上、無理のない施設運営や、会葬者のプライバシーに配慮した運営ができる場合、収骨室、告別室の構成は事業者の提案とします。
16	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)		基本施設	建築面積が2600~3600㎡程度とありますが、要求水準となると配置計画や階層構成への制約が大きくなります。延べ面積の数字を要求水準とし、建築面積は提案によることは可能でしょうか。	延べ面積の数字を満たすことができれば、建築面積は提案によるものとします。
17	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)		基本施設	建築面積と延床面積に幅がありますが、この中の数値に収めることとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No16をご参照ください。
18	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)		基本施設	告別室と収骨室がそれぞれ3室となっていますが、事業者の提案により室数の変更(減)、告別室と収骨室の兼務等は可能でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No15をご参照ください。
19	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)		基本施設	延べ面積は4,100㎡~4,600㎡程度とありますが、「前後●%程度等」の許容範囲はありますか。上限、下限の設定があればご教示ください。	延べ面積は許容範囲を±5%未満とします。建築面積については、要求水準書(案)に対する質問への回答No16をご参照ください。
20	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)		基本施設	施設の建物高さ、階高に関する要求水準があればご教示ください。	市街化調整区域のため、高さ10mという基準があります。超える場合は、但し書きの適用も可能と考えますが詳細は関係課との協議によります。また、景観計画とも整合する必要があります。
21	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)		基本施設	告別室3室、収骨室3室とありますが、一体型も提案可能でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No15をご参照ください。
22	要求水準書(案)	9	第2	1	(2)		収骨方法	収骨トレーに移し替える際、喪主またはご遺族の焼骨確認は行わないという理解で宜しいでしょうか。	喪主、遺族による焼骨確認は実施します。
23	要求水準書(案)	9	第2	1	(4)	ア	基本事項	栃木県建築基準条例により用途の指定のない区域で容積率200%の区域は別表4により日影規制が5h、3hとなるが、当該敷地はそれに該当すると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	既存の貯水池について、容量等の当初設計条件をご提示頂くことは可能でしょうか。	追加資料として公表します。ただし、土地利用計画に応じて見直す必要があります。
25	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	西側進入路等の整備工事は、令和3年のいつ頃に工事完成となりますか。スケジュールをご教示願います。	令和3年12月~令和4年3月頃を想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
26	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	西側進入路等の整備工事では、南側道路からどこまで整備されますか。ご教示願います。	工事の詳細は入札公告時に示します。
27	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	計画地へ新たな橋が計画されていますが、水道敷設も新たなルートとなりますか。ご教示願います。	水道敷設も新たなルートとなります。詳細は入札公告時に示します。
28	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	計画地へ新たな橋が計画されていますが既存橋は撤去いただけるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	西側急傾斜地は土砂災害警戒区域に指定されておりますが、土砂災害対策調査報告書の調査結果より西側急傾斜地と建設地間の窪地が土砂補足空間であることから土砂の流入防止の擁壁は不要と標記されております。利用者の安心安全は保たれておりますでしょうか。	要求水準書資料8のとおり、西側急傾斜地と建設地の間のかぼ地を保全し、なおかつ敷地南側の地盤を1m造成することで、崩壊土砂の建設地内流入を防ぎ、利用者の安全が確保できると考えています。
30	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	敷地状況及び整備計画	資料3の公表は入札公告時となっているが、各種アプローチ計画に大きな影響があるため現段階で公開可能な資料があれば暫定でも開示いただきたい。	入札公告時に示します。
31	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	(イ) 敷地状況および整備計画	資料3「西側進入路等整備計画」がHP上に掲載されていないので(11/14現在)、ご提示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No30をご参照ください。
32	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	イ	(ウ) 敷地状況及び整備計画	(ウ)にて、市で架け替え改修を行う橋は、建設工事の搬出入路として使用することが可能と考えてよろしいです。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	ウ	交通アクセス	計画地から最寄駅までのバス路線はありますか。無いとすれば利用者の利便性を考え送迎バスも検討すべきでしょうか。	隣接する遊楽々館までは既存のバス路線が来ています。送迎バスの検討は事業者提案とします。
34	要求水準書(案)	10	第2	1	(4)	エ	隣接道路	進入路は冬場の積雪による除雪作業は、貴市が行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書(案)	10	第2	1	(5)	ア	上水道	ア上水道は敷地内に引き込み済み(50mm)とあります。新橋の工事に合わせて100mmを敷地内に引き込むのではないのでしょうか。事業者は引込管として、上水の使用計画に見合った口径を引き込むとの理解で宜しいでしょうか。口径50mmは必須条件でしょうか。	100mmの管から50mmの管を引くことを考えています。計画によって口径の変更は最大100mmまで可とします。
36	要求水準書(案)	10	第2	1	(5)	ア	上水道	敷地内に引き込み済み(50mm)とありますが、資料7周辺インフラ整備現況図では配管口径は100mmです。当初の水道メーターの権利が50mmということでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問への回答No. 35の回答をご参照ください。
37	要求水準書(案)	11	第2	2	(3)	ア	駐車場計画	会葬者用として75~90台と幅があります。最低及び最大の台数を設定した理由を教えてください。	最低の台数については、栃木市斎場再整備基本計画P31を参照してください。最大の台数については、提案とします。
38	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	ア	敷地造成	「建設予定地の南側の造成地盤高は…事業者が設計すること」とありますが、「南側の造成地盤高」の場所をご教示ください。	要求水準書資料2をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
39	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	ア	敷地造成	「造成地盤高は、原則として1m」とありますが、1mと設定した考え方や趣旨をご教示ください。	要求水準書資料8をご参照ください。
40	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	ア	敷地造成	「造成地盤高は、原則として1mとするが、安全性を十分検証したうえで、事業者が提案しても良い」とありますが、造成地盤高を1mで提案した場合と、1m以外で提案した場合において、事業者が負担するリスクに相違は発生しますか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No.29の回答をご参照ください。なお、原則として1.0mとし、1m以外の提案をする場合のリスクは事業者負担とします。
41	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	ア	敷地造成	造成地盤高は、原則として1mと記載があるが、どのレベルからの1mを想定すればよいか。	現況地盤からの高さを想定していますが、詳細は資料2及び8をご参照ください。
42	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	オ	敷地造成	「擁壁の必要性を検証し、～安全対策を実施すること。」とあります。また造成地盤高は原則+1.0mとありますので、+1.0m盛土した場合は擁壁は不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No29をご参照ください。
43	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	オ	敷地造成	配布資料4を元に擁壁の必要性を検証し崖地等の安全対策を実施と記載があるが、資料8において擁壁は不要と判断されている。その他どのような検証、対策を想定しているか。	盛土以外には想定していません。盛土した箇所の安全対策を想定しています。要求水準書(案)に対する質問への回答No29も併せてご参照ください。
44	要求水準書(案)	11	第2	2	(1)	オ	敷地造成	「配布資料4の既往ボーリング調査結果を基に解析を行って擁壁の必要性を検証」とありますが、資料8において擁壁は不要と判断されています。今回、擁壁の必要性を検証する場所は、敷地のどのあたりを指しますか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No29をご参照ください。
45	要求水準書(案)	11	第2	2	(2)	ア	配置計画	「ア 敷地の形状や土砂災害、気候条件や季節風を考慮した配置とすること。」とありますが、気候条件や季節風が判る資料は、入札時に公開されますでしょうか？	要求水準書資料6のp52をご参照ください。また、宇都宮気象台観測データを参考としてください。
46	要求水準書(案)	11	第2	2	(3)	ア	駐車場計画	会葬者(大規模)の交通手段として、大型バスの利用は想定されておりますでしょうか。	大型バスの利用は想定しませんが、2マスを使用するなど、臨機応変に対応可能な提案としてください。
47	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	ア	緑地、植栽等	あじさいやとちの木を植栽する際の最低限な量や植栽場所の指定はありますか。	量や場所は事業者提案としますが、維持管理費の低減に配慮してください。
48	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	ア	緑地、植栽等	貯水池を雨水調整池に転用する場合の準拠基準(調節容量、許容法流量等)をご教授願います。また、新たに調整池を新設する場合の準拠基準も同じか否か、合わせてご教示願います。	「栃木市開発許可等審査基準」をご参照ください。
49	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	ア(エ)	敷地、植栽等	「(エ) 既存の貯水池は、容量等計算の上、雨水調整池への転用も可とする」とありますが、開発許可が必要となった場合、雨水調整池の拡張等が想定されます。本事業の予算において、雨水調整池の拡張等の費用も含まれるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
50	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	イ	(7)	門扉・フェンス	P20、5行目「夜間も遺族が滞在することを想定し、防犯等の配慮を行いつつ、夜間の外出が可能な計画とすること。」とありますが、自動車の出入りを想定した場合、事務室等から開閉操作が可能な仕様の門扉が必要となりますでしょうか。	遠隔での開閉操作及び門扉の施錠は必ずしも必要ではありません。夜間の人の出入りへの対処法については事業者の提案とします。
51	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	イ	(7)	門扉・フェンス	門扉・フェンス内、「(ア) 門扉は斎場にふさわしい重厚感のあるものとする」とありますが、重厚感にも幅があるため「斎場にふさわしいものとする」として提案によるものとすることは可能でしょうか。	可とします。
52	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	イ	(4)	門扉・フェンス	(イ) 動物侵入防止柵等を設置することとありますが、既存柵程度の仕様で宜しいでしょうか。	既存柵以上の強度をもつものとし、動物侵入を防止するものとして効果的な提案を期待します。
53	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	イ	(4)	門扉・フェンス	(イ) 動物侵入防止柵等を設置することとありますが、既存フェンスをそのまま活用することは可能でしょうか。	不可とします。なお、要求水準書(案)に対する質問への回答No52をご参照ください。
54	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)	イ	(4)	門扉・フェンス	動物侵入防止柵等を設置することとありますが、事業用地外周全てへの設置を想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書(案)に対する質問への回答No52をご参照ください。
55	要求水準書(案)	12	第2	2	(4)			外構計画	外構計画に関して、周辺のアクセス道路の整備等に伴い「敷地外」に設置する案内看板、標識、カーブミラー等の設置に関しては、要求水準に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	ウ		周辺環境への配慮	「ノアズキやサシバ、オオタカの動植物の保全措置」とありますが、資料9に記載の環境影響の総合的評価の保全措置の具体的な考えはあるのでしょうか。また、実施者は市または事業者のどちらになるのでしょうか。	前段について、要求水準書資料9のP7 表9評価結果と保全措置のまとめをご参照ください。後段について、サシバのとまり木については、実施者は事業者となります。オオタカへの対応とノアズキの種の採取については、市が実施します。
57	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	ウ		周辺環境への配慮	「計画地に生息するノアズキやサシバ、オオタカの動植物の保全措置」について、市が求める基準や対策方法があればご教示ください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No56をご参照ください。
58	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	オ		災害時に対応可能な施設	「大規模災害時には 垂直避難が可能となる階層を設けるとともに、早期復旧が可能な施設とする」とありますが、避難の対象者、要求の数値基準、目標とする状況をお知らせください。	避難の対象者は施設利用者、運営事業者等を想定しています。基準としては、利用時の最大人数が、2階レベルで室内に避難できることを想定しています。なお、大規模災害は土石流を想定しています。
59	要求水準書(案)	13	第2	3	(1)	オ		災害時に対応可能な施設	「大規模災害時には垂直避難が可能となる階層を設ける」とありますが、市が想定する大規模災害をご教示ください。	土砂災害警戒区域のため、土石流・急傾斜地の崩壊を想定しています。
60	要求水準書(案)	13	第2	3	(2)			建物の構造	耐震安全性の分類において、A類、甲類とした目的をご教示いただきたい。	土砂災害警戒区域のため、非構造部材及び建築設備についても目標を高めています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
61	要求水準書(案)	14	第2	3	(3)	オ	建築意匠計画	「多数の利用者が利用する場所の仕上げ面は、質感のある材料を使用すること」とありますが、質感のある材料に限定せず、提案によるものとすることは可能でしょうか。	可としますが、斎場施設としてふさわしいものを提案してください。
62	要求水準書(案)	14	第2	3	(3)	オ	建築意匠計画	「質感のある材料」とは何を想定していますか。	木材や石など自然の素材を想定しています。
63	要求水準書(案)	14	第2	4			施設構成及び諸室要件	表中、「炉前ホール」はありませんが、要求水準中に「炉前ホール」という文言が散見されます。後述(エ)告別室にて「告別室、炉前ホールの機能が一体となった部屋とし」とあるため、炉前ホールとしての整備は不要との理解で良いでしょうか。	炉前ホールを兼ねる告別室とします。
64	要求水準書(案)	14	第2	4	(1)	ウ	基本的な考え方	「2階建ての施設計画を想定し」とありますが、階層構成は提案によることは可能でしょうか。	土砂災害警戒区域のため、垂直避難ができるように2層構成以上の提案は可とします。
65	要求水準書(案)	14	第2	4	(1)	ウ	基本的な考え方	2階建ての施設計画を想定し・・・とあるが、平屋での計画など事業者の提案とさせて頂けないでしょうか	要求水準書(案)に対する質問への回答No64をご参照ください。
66	要求水準書(案)	14	第2	4	(1)	ウ	基本的な考え方	「2階建ての施設計画を想定し」とあるが、層構成は事業者の提案によるものと考えてよいか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No64をご参照ください。
67	要求水準書(案)	14	第2	4	(1)	ウ	基本的な考え方	「2階建ての施設計画を想定し」と記入されていますが層の構成は事業者の提案でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No64をご参照ください。
68	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	オ	基本的な考え方	「通夜後の遺族の付き添い」との記載がありますが、遺族が本施設に夜間滞在する際の人員配置の考え方についてお聞かせください。 夜間の人員配置について自由提案となると、事業費について事業者間で膨大な金額差が発生してしまうと考えます。 「遺族の夜間付き添いがある場合は、必ず人員を配置する」「〇時までは必ず人員を配置する」「遺族・葬祭業者との連絡体制やセキュリティを構築すれば、必ず人員配置をする必要がない」等、要求水準書にて条件をつけていただきたく考えております。	夜間の職員の配置は考えていませんが、遺族・葬祭業者との連絡体制やセキュリティを構築してください。
69	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	オ	基本的な考え方	「通夜後の遺族の付き添い」との記載がありますが、付き添いをする人数は2~3名程度との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	コ	基本的な考え方	喫煙所は野外の適切な場所=敷地内との認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
71	要求水準書(案)	15	第2	4	(1)	オ	基本的な考え方	葬祭業者や仕出し業者の搬入可能範囲は火葬部門、待合部門のみ等の制限を設けるのでしょうか。	制限は設けませんが、一般の会葬者と交錯しないような動線としてください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
72	要求水準書(案)	15	第2	4	(2)	ア	(イ) d	エントランスホール	(イ) エントランスホール内「d 自然光を十分に取り入れ、明るく清潔感があり、開放的で穏やかな空間とするほか、荘厳な意匠とする」とありますが、空間イメージを限定せず、提案によるものとする事は可能でしょうか。	「栃木市斎場再整備基本計画」の基本方針を踏まえ、事業者提案とします。
73	要求水準書(案)	15	第2	4	(2)	ア	(イ) e	エントランスホール	会葬者が荷物を預けることが出来るコインロッカーを設置・・・とありますが、動線計画などによって使い勝手が悪くなるなどの場合、他所で検討してよろしいでしょうか	可とします。
74	要求水準書(案)	15	第2	4	(2)	ア	(イ) f	エントランスホール	「f 公衆電話を設置すること。」とありますが、NTTグループなどに依る設置では無く、特殊簡易公衆電話(硬貨収納等信号送出機能を付加したアナログ固定電話回線に料金回収機構を持った電話機)と考えて良いでしょうか?	ご理解のとおりです。
75	要求水準書(案)	15	第2	4	(2)	ア	(イ)	エントランスホール	コインロッカーについては入退場動線の計画によってはエントランスホールに設置することが難しい場合も予想されるため、設置位置については事業者の提案によるものとさせていただけないか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No73をご参照ください。
76	要求水準書(案)	15	第2	4	(2)	ア	(イ) e	エントランスホール	e コインロッカーの設置についてエントランスホールに設置の場合入退場者動線に重なる影響があるため設置位置については事業者の提案でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No73をご参照ください。
77	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(イ) f	エントランスホール	公衆電話設置と有りますが、無償貸し出しなど利用者サービス水準を落とさなければ事業者提案でよろしいでしょうか	利用者サービス水準を落とさなければ可とします。
78	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(ウ)	トイレ・多目的トイレ	小便器は床置き式またはこれに類するものと記載があるが、「これに類するもの」の程度を明記願いたい。	低リップ式など栃木県ひとにやさしいまちづくり条例を満たす範囲とします。
79	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(ウ) h	トイレ・多目的トイレ	h 衛生器具を自動式とする場合、手で操作可能なレバーハンドルを設けることとありますが、複数の洗面器を設置した場所で、1ヶ所程度レバーハンドルとする旨と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(エ) (オ)	告別室 収骨室	「火葬炉3基を1ユニットとして計3室設置」とありますが、将来見込まれている件数増などに対応していく為にも、告別室・収骨室の数など各諸室構成やユニット構成は事業者の提案によるものとさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No15をご参照ください。
81	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(エ)	告別室	「火葬炉3基で1ユニットとし計3室」とあるが、将来の最大化総件数が満足できる前提で炉と告別室の組合せは事業者の提案によるものとさせていただけないか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No15をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
82	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(エ) a	告別室	「a 告別室、炉前ホールの機能が一体となった部屋とし、火葬炉3基を1ユニットとして、計3室設置すること。」とありますが、事業者提案での変更は可能でしょうか？	要求水準書(案)に対する質問への回答No15をご参照ください。
83	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(ウ) c	収骨室	原則、トレー収骨となっておりますが、希望があれば直接収骨も対応するという見解でよろしいでしょうか。	これまでの葬送方式を継続するものとして原則不可とします。
84	要求水準書(案)	16	第2	4	(2)	ア	(ウ)	納骨室	「告別室1室に対し1室、計3室」とあるが、将来の最大化総件数が満足できる前提で、収骨準備室の必要性を含めて室構成は事業者の提案によるものとさせていただけないか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No15参照をご参照ください。
85	要求水準書(案)	17	第2	4	(2)	イ	(ウ)	霊安室(遺体保管庫)	霊安室の使用は式場利用者のみを想定しているのでしょうか？それとも火葬待ち利用者にも開放するのでしょうか？	火葬予約者であれば、特に利用者の範囲は指定しません。
86	要求水準書(案)	17	第2	4	(2)	イ	(ウ)	霊安室(遺体保管庫)	霊安室の利用制限について、式場利用者や市内利用者優先、警察優先など、制約はございますでしょうか。予備スペースは将来的な霊安室の増設を見越したものであるという考え方でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No85をご参照ください。
87	要求水準書(案)	18	第2	4	(2)	イ	(ウ)	機械室	施設内の空調・換気設備を設置するための部屋を整備することとありますが、空調換気方式は事業者提案とあり(P.25)、天井内設置の小型機器については該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)	18	第2	4	(2)	イ	(ケ)	電気室	電気室の設置箇所は施設内外どちらでも可とする。とありますが、P22エ受変電設備は屋内となっております。どちらが正しいのでしょうか。	施設内外どちらでも可とします。
89	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(ア)	待合室	可動間仕切りは8室全てに必要なのでしょうか？又、一部畳スペースを確保とあるが、何を想定して確保するのでしょうか？(広さはどの位？)畳スペースも併せて定員40名なのでしょうか？	定員40名の2室を可動間仕切りで一体として利用できる室を1箇所想定しています。定員40名の待合室は、乳幼児等の利用を想定して4畳半程度の畳スペースを含んだ想定としています。
90	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(ア)	待合室	可動間仕切りにより、隣室と併用可能な部屋は1室計画すれば良いと考えてよいか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No89をご参照ください。
91	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(ア)	待合室	各室の配置は可能な限り分節させることと記載があるが、具体的にどのような意図を指すかご教示願いたい。	遮音性等に配慮し、壁できちんと分けることとしてください。
92	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(ア)	待合室	40人程度収容の部屋を8室設置 b 稼働間仕切りにより隣室と併用可能な部屋を設ける。とありますが全室に適用されますか。事業者提案でよろしいでしょうか	要求水準書(案)に対する質問への回答No89をご参照ください。
93	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(ア) b	待合室	(ア) 待合室「b 可動間仕切りにより、隣室と併用可能な部屋を設ける」とありますが、対応室数の想定はありますか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No89をご参照ください。



No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
94	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(7) c	待合室	c 洋室を基本とした待合室の一部に設ける畳スペースについて、要求される規格(○帖程度、使用用途)などがあればご提示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No89をご参照ください。
95	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(7) c	待合室	一部に畳スペースを確保すること、とありますが、必須でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No89をご参照ください。
96	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(7) e	待合室	(7) 待合室「e 各室の配置は、可能な限り分節させる」とありますが、どのような目的かお知らせください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No91をご参照ください。
97	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	ア	(7) e	待合エリア	(ア)待合室e「各室の配置は、可能な限り分節させること」とありますが、「分節」の意図を具体的にご教示ください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No91をご参照ください。
98	要求水準書(案)	18	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	売店スペース、自動販売機セットスペースは、公有財産の貸付及び目的外使用となり、使用料が発生しますでしょうか？発生する場合、使用料をご教示ください。	前段について、売店スペースについてはご理解のとおりです。後段について、実施方針に対する質問への回答No8をご参照ください。なお、市が自動販売機を設置することについて、売店運営の圧迫や施設利用者の利便性等、事業者からのご意見ご要望が多数あることから、事業者が設置する方向で使用料、電気料、事業者収入等も含め、再検討し2月入札公告時に示します。
99	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	自販機は市が設置とありますが、補充や電気料金はどのような扱いになりますか。式場部門には自販機の設置の記載がありませんが、式場部門に事業者が自販機を設置することは可能でしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No98をご参照ください。
100	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	自動販売機は市が設置するとあり、光熱水費は事業者の負担(7頁)とありますが、その収入は事業者の収入という理解でよろしいでしょうか。また、その場合に目的外使用に係る使用料が発生するのであれば、具体的な使用料をお示しください。	要求水準書(案)に対する質問への回答No98をご参照ください。
101	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	有人対応による売店スペースを計画すること、とありますが、自動販売機のみ運営対応も認められるとの理解で良いでしょうか。	自動販売機のみ設置は認めません。
102	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	有人対応による売店を運営する場合において、将来的に売店を取りやめ、自動販売機のみ対応とすることも認めていただけるとの理解で良いでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No101をご参照ください。
103	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	事業者側で設置する売店・自動販売機とは別に、別途、市が自動販売機1台を設置されるということでしょうか。それとも、事業者は売店、市が自動販売機をそれぞれ運営するということでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No98をご参照ください。
104	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(7)	売店・自動販売機	市側で別途、自動販売機を設置・運営する場合、事業者側の売店・自動販売機の運営収益を圧迫するため、市による自動販売機の設置・運営は行わないこととしてはいただけないでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No98をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
105	要求水準書(案)	19	第2	4	(3)	イ	(ア)	売店・自動販売機	(ア) bにおいて、自動販売機は市が設置するとありますが、売店等運営業務に自動販売機による販売は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No98をご参照ください。
106	要求水準書(案)	19	第2	4	(4)	ア	(ア)	エントランスロビー	e…通夜振る舞いはロビーを想定…とありますが、市が想定する通夜振る舞いとはどういったものでしょうか。ご教授願います。	通夜終了後、参列者に食事を振る舞うことで、仕出し弁当やケータリングサービスを利用するものと考えています。準備は利用者(葬祭事業者)がすることを想定しています。
107	要求水準書(案)	19	第2	4	(4)	ア	(ア)	エントランスロビー	各式場前に…との記載がありますが、(イ)式場 a式場では「1室設けること」と記載されています。式場の室数は提案との理解で宜しいでしょうか。	基本計画に示すとおり小規模な式に対応するものとして1室とし、20人程度の利用を想定しています。
108	要求水準書(案)	20	第2	4	(4)	イ	(ア)	控室(遺族)	「遺族が通夜の付き添いを行うための部屋を1室設けること。」について、布団等のサービスはサービス対価に含まれるか、又は、選定事業者の自主事業となるのでしょうか。	基本的には利用者(葬祭業者)が用意するものと考えております。布団等のサービスは事業者提案としますが、旅館業法との整合性に留意してください。
109	要求水準書(案)	20	第2	4	(5)	ア	(ア)	事務室	業者控室は葬祭業者と運転手の控室を兼用として12人程度の室を1室計画すると考えてよいか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書(案)	20	第2	4	(5)	ア	(ア)	事務室	事務室内に休憩スペースを設けるとのことですが、事務室に近接する位置に設置することは可能でしょうか。	可能です。
111	要求水準書(案)	22	第2	5	(2)	カ		発電設備	発電設備について、「火葬炉設備(火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備)」以外への供給は考えておられますでしょうか。	火葬炉設備以外に、事務室、トイレ、給湯室を想定しています。
112	要求水準書(案)	26	第2	5	(3)	ク	(ア)	昇降機設備	エレベーター等、とありますが、昇降機設備において「等」とは具体的に何を想定されていますでしょうか。	エレベーターを想定しています。エレベーター以外については、提案によります。
113	要求水準書(案)	27	第2	6	(1)	イ	(ア)	火葬重量	火葬重量の表中の、遺体重量100kg程度は、(ウ) a(a)の記述と整合性が取れていない様に見えますので、80kg程度の誤植ではないでしょうか?	100kg程度とします。
114	要求水準書(案)	27	第2	6	(1)	イ	(イ)	最大枢寸法	(イ)最大枢寸法の記載が○mm程度とあります。最大なのでこれ以上の大きな枢は提案してはならないのでしょうか。最近の大型炉の枢はサイズも大きくなっています。	最大枢寸法は提案可能とします。
115	要求水準書(案)	27	第2	6	(1)	イ	(ウ) a	火葬時間	(ウ) 火葬炉主要機能 a 火葬時間 「(b)冷却時間(炉内冷却+前室冷却)は、冷却を開始してから平均20分で収骨可能な温度になるものとする。」と、35ページ、カ付帯設備(イ)前室の、「炉内及び前室内での冷却により、15分以内で収骨可能な能力とする。」は、どちらが正でしょうか?また、69ページ、9火葬炉運転業務「キ 所要時間は台車移動等も含め、告別10分、火葬・冷却80分…適切な時間配分とすること。」も、整合性を、お願いいたします。	冷却して収骨できるまでの時間は平均して20分としますが、設備の能力としては、15分以内に行えることを基本とさせていただきます。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
116	要求水準書(案)	29	第2	6	(1)	ウ	(イ)	着工前調査	「なお測定は、現斎場が測定中のアセスデータの項目、測定方法による実施すること」とありますが、「現斎場が測定中のアセスデータ」の項目、測定方法、回数、費用、委託業者についてご教示ください。	現斎場では大気等の環境に関する調査を行っていないため要求水準書(案)を訂正します。なお、調査項目については市で実施した環境影響評価の調査項目を参考としてください。
117	要求水準書(案)	32	第2	6	(2)	イ	(ウ)	炉内台車	台車の表面は目地なしの1体構造とする。となっておりますが、各メーカーにより・仕様、特徴は異なります。事業者提案として頂けないでしょうか	a及びbに記載の要求水準を満たせば、事業者提案とします。
118	要求水準書(案)	33	第2	6	(2)	イ	(カ) c	燃焼用空気送風機	燃焼用空気送風機の表中の数量に、「排気系列に応じた数量」と有りますが、これはいかなる理由に依るもののでしょうか?	8基に訂正します。
119	要求水準書(案)	34	第2	6	(2)	ウ	(エ)	排気筒	「排気筒上部にかさ等を設置しないこと」とありますが、雨水等の侵入防止にかさの設置は有効と考えます。かさの設置については事業者提案としても宜しいでしょうか。	雨水等の侵入を防止した適切な構造で、排ガス基準や保守管理が適切に行えれば、事業者提案とします。
120	要求水準書(案)	36	第2	6	(2)	カ		付帯設備	柁運搬車と炉内台車運搬車は兼用として宜しいでしょうか。	兼用することで使い勝手や運営に支障がないことと、故障等の緊急時にも予備台車等も含めて支障がない場合は可とします。
121	要求水準書(案)	36	第2	6	(2)	カ	(エ) (オ)	柁運搬車、炉内台車運搬車	(エ) 柁運搬車、(オ) 炉内台車運搬車について、双方とも「専用台車とすること。」ありますが、兼用運搬車とすることは可能でしょうか?	要求水準書(案)に対する質問への回答No120をご参照ください。
122	要求水準書(案)	36	第2	6	(2)	カ	(オ)	炉内台車運搬車	表中「その他」の欄では「柁運搬車との兼用を可とする」とあり、文中では「炉内台車を運搬するための専用台車とすること」とあります。柁運搬車と炉内台車運搬車については、両方の機能を有する兼用運搬車の提案が可能であるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No120をご参照ください。
123	要求水準書(案)	37	第2	6	(3)	ア		<計装制御一覧表>	【「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。】とあります。記載されている項目で不要と思われるものの削除、または設置位置の変更は可能でしょうか。	可とします。
124	要求水準書(案)	37	第2	6	(3)	ア		<計装制御一覧表>	37ページ<計装制御一覧表>に記載が無いが、39ページの表に運転状態表示機能が必要とされる項目に対する機器の実装については、事業者の判断によると考えてよろしいでしょうか?	要求水準書(案)に対する質問への回答No123をご参照ください。
125	要求水準書(案)	38	第2	6	(3)	イ	(ウ)	火葬炉現場操作盤	「c 主要機能」のなかに、「排煙濃度計の動作」とありますが、火葬炉メーカーごとに制御システムが異なることから、排煙濃度計を制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくても宜しいでしょうか?	要求水準書(案)に対する質問への回答No123をご参照ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
126	要求水準書(案)	39	第2	6	(3)	イ	(エ)	中央監視制御盤	「運転状態表示機能」に記載の項目は、事業者提案により変わるものと考えます。記載は一例を示すものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書(案)	39	第2	6	(3)	イ	(エ)	中央監視制御盤	「案内放送機能」がありますが、これは作業員に点火準備完了、冷却完了等、炉の稼働状況を報知するためのものと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書(案)	39	第2	6	(3)	イ	(エ)(C)	主要機能	「c 主要機能」のなかに、「CO・O2濃度等の表示機能」とありますが、火葬炉メーカーごとに制御システムが異なることから、CO・O2分析計を制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくても宜しいでしょうか。	基本的には要求水準書に示したとおりとします。CO・O2濃度等の表示機能がない場合でも、排ガス対策に支障がないことを実績等も含めて合理的に示すことができる場合は事業者の提案とします。
129	要求水準書(案)	40	第2	7	(1)	ア		予約の受付	予約システムを構築するにあたって最低限なフォーマットはありますか	死亡者住所/氏名/生年月日/性別/死亡日時/死因、申請者住所/氏名/連絡先/死亡者との続柄、利用日、火葬時間、諸室利用希望、予約者氏名/連絡先等、ペースメーカー装着の有無等。
130	要求水準書(案)	40	第2	7	(1)	ア	(7)	予約の受付	「予約受付の対象施設は、火葬炉・待合室・式場とし…」とありますが、『要求水準書(案)p.67 第5 4 ア』では「予約受付システムを整備し、火葬・待合室・葬祭式場・霊安室等の予約受付を…」とあります。霊安室についても、予約・運営システムによる予約受付の対象であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書(案)	40	第2	7	(1)	ア	(ウ)	予約の受付	(ウ)「予約状況について、事業者が管理するホームページ上で公開するなど」とありますが、ホームページの作成、公開は、本事業の業務範囲でしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書(案)	42	第3	2				設計業務	2019年1月に設計業務報酬基準が見直されました。当該事業の設計業務報酬については新基準で算定されているとの理解でよろしいですか。また、新基準の中に標準外業務も含まれているとの理解でよろしいですか。	前段については、新基準を基本としながら市で適宜算定を行っています。後段については、ご理解のとおりです。
133	要求水準書(案)	43	第3	2	(7)	ア、イ		基本設計 実施設計	ともに成果品として「※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式 2部を提出する」とありますが、製本類は不要と考えて宜しいでしょうか。	必要になります。
134	要求水準書(案)	44	第3	3	(2)			業務期間	建設業務の期間が本施設の引渡しの3か月前(令和5年6月まで)となっておりますが、3か月の期間は何を行う期間として見込まれていますでしょうか。ご教示ください。	6月は9月の誤記です。令和5年9月までに稼働準備業務も行ってください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
135	要求水準書(案)	44	第3	3	(2)		業務期間	建設業務期間が、令和5年6月までとなっていますが、施設開業は令和5年10月からとなっています。この間3ヶ月ありますが、稼働準備業務等を想定されているのでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No134をご参照ください。
136	要求水準書(案)	44	第3	3	(2)		業務期間	建設業務の業務期間は「設計業務終了後から令和5年6月までとする」とあります。一方、実施方針P2事業スケジュールでは、本施設の引渡しは令和5年9月とされています。令和5年7月から9月までの期間は稼働準備期間との理解でよろしいですか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No134をご参照ください。
137	要求水準書(案)	44	第3	3	(3)	エ	基本要件	工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事由によって第三者損害が発生した場合には、公共工事標準請負契約約款に準じて、市の負担としていただきたい。	公共工事と異なり、本事業は性能発注方式であり、かつ、事業者が発注者の立場となるため、通常避けることができない騒音等についても、事業者の負担とします。
138	要求水準書(案)	44	第3	3	(4)	ア	準備調査等	「着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い」とありますが、当項目は工事による影響に関する近隣住民との調整ということで、火葬場建設や設計内容の近隣住民との調整に関しては、業務範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書(案)	46	第3	3	(6)		完成後の業務	試運転の実施期間はどのくらいで考えましょうか？ また、試運転期間は建設業務の期間(令和5年6月まで)に含まれるのでしょうか？	前段について、事業者提案とします。 後段について、要求水準書(案)に対する質問への回答No134をご参照ください。
140	要求水準書(案)	48	第3	4		イ(ウ)	備品等整備業務	備品の定義に「取得価格が税込10,000円以上のもの」とありますが、10,000以下の必要備品は、維持管理業務又は運営業務の経費で見込むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、初期投資分はア(エ)備品等整備業務に含めてください。
141	要求水準書(案)	48	第3	4		オ	備品等整備業務	備品調達をリース方式とした場合は事業終了時に適切な引継ぎを行うとありますが、適切な引継ぎとは具体的にどのようなことでしょうか。	要求水準書P62の14「事業終了時の引継業務」をご参照ください。
142	要求水準書(案)	48	第3	5		オ	工事監理業務	「事業者は、工事期間中に市が個別に発注する工事があった場合、これにかかわる調整を行うものとする」とありますが、どの様なケースが想定されますでしょうか。	西側進入路等の整備工事との調整を想定しています。
143	要求水準書(案)	49	第3	6			環境保全対策業務	基本計画の他、環境影響評価概要版も公開されており、排ガス、騒音、振動、臭気その他、土壌、自然環境、景観に関する評価もなされているが、本業務で対象となるのは排ガス、騒音、振動、臭気のみであり、設計・建設段階での環境影響評価に基づく調査等は必要ないと考えてよいか。	ご理解のとおりですが、調査内容との整合は設計の中で配慮するものとします。サシバの止まり木の対応や、ノアヅキの種をまく場所の提供が必要になります。
144	要求水準書(案)	49	第3	6			環境保全対策業務	環境保全対策業務に係る成果品はないと考えてよいか。	報告書等は必要ありません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
145	要求水準書(案)	51	第3	7			所有権移転業務	本事業は施設整備後に所有権を貴市に引き渡すBTO型ですので、現状では事業者側での登記が発生しない想定で宜しいでしょうか。	所有権保存登記は市が行います。事業者は、表示登記を行ってください。
146	要求水準書(案)	51	第3	7			所有権移転業務	「建物等について必要に応じて登記を行ったうえで…市に所有権を移転すること」とありますが、本施設は登記が必要となるのでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No145をご参照ください。
147	要求水準書(案)	51	第3	7			所有権移転業務	事業者負担により、登記を行うとのことですが、所有権保存登記のみであり、所有権移転登記は不要との理解で宜しいでしょうか。また、登記について、令和5年9月末日までに行うとのことですが、施設の引渡し前に登記を行うということでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No134及びNo145をご参照ください。
148	要求水準書(案)	51	第3	9			稼働準備業務	「職員の研修等を含めた稼働準備業務」とありますが、文中の「職員」とは市の職員を示すものではなく、事業者内で業務を担う企業の従業員を示すとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書(案)	53	第4	2		コ	用語の定義 大規模修繕	「(火葬炉設備)：本体の入替えを行うことをいう。」とありますが、「本体」とは要求水準書(案)p.31以降に示す、 ・ 燃焼設備 ・ 通風設備 ・ 排ガス冷却設備 ・ 排ガス処理設備 ・ 付帯設備 等について一式全部を指すとの理解で宜しいでしょうか。 (各設備の一部を取替えることについては、「更新」にあたるとの理解で宜しいでしょうか。)	燃焼設備・通風設備・排ガス冷却設備 ・ 排ガス処理設備・付帯設備等の全ての設備の一式の更新ではなく、各設備の一式更新を大規模修繕とします。なお、事業期間内に大規模修繕が必要な事象が発生した場合については事業者の負担となります。
150	要求水準書(案)	54	第4	3	(4)	オ	修繕・更新について	修繕・更新を行った場合は完成図面に反映することとありますが、竣工引渡し時の図面を都度修正していくということでしょうか。	ご理解のとおりです。修繕・更新の前後がわかるようにしてください。
151	要求水準書(案)	54	第4	3	(5)	ア	総括責任者	総括責任者は、施設整備業務期間(設計業務期間及び建設業務期間)中は定める必要はありませんでしょうか。定める場合には、要件をご教示ください。	特に要求水準とはしませんが、稼働準備期間はもちろんのこと、設計・建設段階からそのプロセスを熟知すべきものと考えます。
152	要求水準書(案)	56	第4	3	(6)	イ (ウ)	長期修繕計画書	(ウ)「修繕・更新業務は…差異が発生する場合は市と協議を行い、市の確認を得ること」とありますが、「差異」とは「計画と実施の内容の差異」ということでしょうか。それとも「金額の差異」のことでしょうか。併せて修繕・更新業務のサービス購入料の支払方法の基本的な考え方を示してください。	「計画と実施の内容の差異」です。支払方法については、入札公告時に示します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目			項目名	質問	回答
153	要求水準書(案)	56	第4	3	(6)	イ	(ウ)	長期修繕計画書	(ウ)「計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること」とありますが、費用は事業者が負担するとの理解でよろしいですか。	ご理解の取りです。当初計画していたもの以外に緊急的に発生したものについても含めます。
154	要求水準書(案)	60	第4	7		オ		植栽・外構維持管理業務	事業用地近隣の市有地の緑地管理で求められているのは、年2回の草刈りのみという理解でよろしいでしょうか。	草刈だけではなく、植栽等の剪定も含まれます。植栽範囲及び数量は入札公告時に示します。
155	要求水準書(案)	60	第4	7		オ		植栽・外構維持管理業務	事業用地近隣の市有地とはどの範囲を示していますか。ご教示願います。	要求水準書資料1に示す範囲となります。
156	要求水準書(案)	60	第4	7		オ		植栽・外構維持管理業務	「事業用地外植栽管理区域」とありますが、草刈もみで、植栽等の剪定は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No154をご参照ください。
157	要求水準書(案)	60	第4	8		キ		廃棄物清掃業務	施設で発生した廃棄物の収集・運搬及び処分費用は、事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書(案)	61	第4	10		キ		備品等管理業務	AEDについて「毎日点検」とありますが、バッテリー残量確認などの目視点検を行い、いつでも使える状態に保つことが目的という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書(案)	61	第4	11		ウ		警備業務	人的警備は警備法で定める警備員の配置が必要でしょうか。	不要とします。
160	要求水準書(案)	61	第4	11		ウ		警備業務	日中は人的警備、夜間は機械警備を基本とするとありますが、日中及び夜間の具体的な時間帯をお示しください。	日中とは火葬場の使用時間内とし、夜間はそれ以外とします。
161	要求水準書(案)	61	第4	12		ア		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「人体の残骨灰については、「墓理法」の趣旨に則り適切に管理、処理すること」とありますが、現斎場における残骨灰及び集じん灰の処理業者の選定方法、及び搬出、最終処分の方法についてご教示ください。	指定管理者が処理業者に再委託し、当該事業者が2～3ヶ月に1度回収することになっています。散骨灰等は最終的に熔融スラグになります。
162	要求水準書(案)	62	第4	12		ウ		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	「集じん灰を排出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること」とありますが、分析結果が出るまでに相当の時間がかかります。測定は年1回の定期検査の際で宜しいでしょうか。	着工前、竣工時及び年1回、市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告してください。
163	要求水準書(案)	62	第4	12		ウ		残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	ダイオキシン類濃度の測定についてですが、集じん灰を搬出する場合、年1回などの定期的な検査を行い測定するという解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No162をご参照ください。
164	要求水準書(案)	64	第5	2	(1)	キ		全体要件	炉の施錠・解錠は遺族とともに行うことは必須要件という事でしょうか。ほかの方法で焼骨取違防止を提案してもよいのでしょうか。	他の方法による焼骨取違防止策は事業者提案とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答
165	要求水準書(案)	67	第5	3	(1)		稼働日及び利用時間等	休場日や開場時間を事業者の提案で変更することは不可能であり、あくまで将来の火葬需要が変動した場合のみ変更可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書(案)	67	第5	3	(1)	ア	火葬場	受付時刻が9時～15時と記載されていますが、火葬開始時間が9時～15時までであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要求水準書(案)	67	第5	3	(1)	イ	式場	利用時間告別式9時～14時(日最大受付:1～2件)になっていますが、例えば午前と午後で異なる2葬家を受け付けるという意味でしょうか?又、骨葬や骨通夜も受け付けるのでしょうか?	前段について、ご理解のとおりですが、前日通夜を実施した葬家の告別式が午後となった場合はその限りではありません。後段について、骨葬や骨通夜については、前日に火葬を行った利用者であれば、希望に応じて受け付けるものとします。要求水準書(案)に対する質問への回答No168もご参照ください。
168	要求水準書(案)	67	第5	3	(1)	イ	式場	式場利用件数は、(通夜・告別式)1件、告別式(午後)のような考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書(案)に対する質問への回答No167もご参照ください。
169	要求水準書(案)	67	第5	3	(1)	イ	式場	「※通夜の際には、使用時間外においても遺族が滞在できるようにすること。」とありますが、21時～告別式までの時間と考えてよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。通夜式での使用後から告別式までです。
170	要求水準書(案)	67	第5	4			予約受付業務	本施設において、胞衣火葬の受入れは想定されておりますでしょうか。その場合、直近5年間における胞衣火葬の実績(月別件数、1回当たりの重量、ご利用者(医療機関等))についてご教示ください。	想定しています。実績は入札公告時に示します。
171	要求水準書(案)	68	第5	7		ウ	炉前業務	故人様の尊厳維持の為職員は棺を開けることはほぼなく、副葬品の確認には限界があります。確認の範囲をご教示いただけますでしょうか。	利用者への口頭での確認とします。
172	要求水準書(案)	69	第5	8		キ	収骨業務	収骨後の残滓とは残骨灰のことをさしますか。処理について市のお考えをお聞かせください。(入札するなど)	前段について、残骨灰のことを指します。なお、残骨灰は骨壺に収めなかったものと定義します。後段について、処理は事業者を実施していただきます。なお、要求水準書(案)に対する質問への回答No161回答もご参照ください。
173	要求水準書(案)	69	第5	8		サ	収骨業務	「引取りを希望しない焼骨」の処理について、市のお考えをお聞かせください。	遺族に遺骨処理誓約書を提出していただき、遺骨引渡しを請求しないことを確認したあと処分しています。
174	要求水準書(案)	69	第5	8		サ	収骨業務	引き取りを希望しない焼骨について、念書を書いていただく等の具体的な取り決めが必要と考えますが、方針についてご教示いただけますでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No174回答を参照ください。



No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問	回答												
175	要求水準書(案)	70	第5	12		ア	売店等運營業務	現斎場の売店における、販売品目と過去の収支の開示をお願いします。	<p>【販売品目】 飲料(珈琲、緑茶、烏龍茶、炭酸飲料、ミカン、リンゴ、野菜、乳製品、ビール、日本中、ノンアルコールビール等)、煎餅、おかき、馬鈴薯チップス、チョコ菓子、クッキー、和菓子(羊かん、どら焼き等)、乾きもの、チーズ、ガム等</p> <p>【売上】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(売上)</td> <td>(経費)</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>1,247万円</td> <td>1,247万円</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>1,272万円</td> <td>1,207万円</td> </tr> <tr> <td>H28年度</td> <td>1,345万円</td> <td>1,288万円</td> </tr> </table>		(売上)	(経費)	H30年度	1,247万円	1,247万円	H29年度	1,272万円	1,207万円	H28年度	1,345万円	1,288万円
	(売上)	(経費)																			
H30年度	1,247万円	1,247万円																			
H29年度	1,272万円	1,207万円																			
H28年度	1,345万円	1,288万円																			
176	要求水準書(案)	70	第5	12		ア	売店等運營業務	アでは、「当該業務において取り扱う品目は要求水準とし事業者の提案とする。」とあり、キでは「事業期間中に販売内容を変更する場合は、市の承諾を得ること。」とありますが常に販売用品については貴市への承諾が必要となることでよろしいでしょうか。	品種を変更する場合は、市の承諾を得てください。ただし、品種中の品目が変更になる場合については、原則として不要とします。なお、葬儀用品や仏神具の取扱いは不可とします。												
177	要求水準書(案)	70	第5	12		ウ	売店等運營業務	「販売物の価格は、一般的な価格設定とすること。」とありますが、コンビニエンスストアやスーパー等での価格には差があると思われませんが、あくまでも事業者の判断でよろしいでしょうか。また、現在の斎場で販売している物や価格を踏襲しなくてもよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、取扱い品種については、飲料(アルコール含む)、おつまみ、茶菓子の範囲で事業者提案とします。また、価格は現斎場の販売価格と極端に乖離しないように留意してください。												
178	要求水準書(案)	70	第5	12		オ	売店等運營業務	「売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと」とありますが、支払う金額は「栃木市行政財産使用料条例」の行政財産使用料算定基準の表にある、「種類：建物」が該当するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、表中の『評価額』及び『当該建物の敷地に係る土地使用料相当額』について、ご開示をお願いします。	実施方針に対する質問への回答No8をご参照ください。												
179	要求水準書(案)	70	第5	13			使用料徴収代行業務	構成員、協力企業は第三者に該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。												
180	要求水準書(案)	71	第5	15	(2)	ウ	庶務・広報業務	施設案内パンフレット等は開業時に何部準備するかご教示ください。	1000部とします。												
181	要求水準書(案)	71	第5	15	(4)		大規模災害時の対応	「ア 栃木市が被災した場合」及び「イ 栃木市以外の近隣の地方公共団体が被災した場合」にて、「本対応に要する費用は、市の負担とする」とありますが、これは備蓄燃料等の光熱水費に加え、火葬に必要な消耗品や人件費を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。												
182	要求水準書(案)	71	第5	15	(4)		大規模災害時の対応	「ア 栃木市が被災した場合」及び「イ 栃木市以外の近隣の地方公共団体が被災した場合」にて、「24時間体制で対応」とありますが、その際の火葬件数は1日最大何件を想定されますか。	要求水準書(案)に対する質問への回答No12をご参照ください。												
183	要求水準書(案)		第5	10			待合室関連業務	「ウ 待合室では、遺族や会葬者が飲食できるものとする。」とありますが、飲食に依り発生するごみは、誰が処分することになりますでしょうか。	持ち込んだ者が持ち帰ることとして、会葬者や利用者に持ち帰っていただき、最終的に残ったものは事業者にての処分することを基本としますが、処分方法は事業者提案とします。												

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
184	要求水準書(案)資料4					谷田川橋梁工事図	付け替えの橋梁レベルが敷地内地盤面より2mほど高くなると思われるが、橋梁工事完了時の橋梁取り付き部分は盛土等で擦り合わせを行う想定か。また、その場合の盛土範囲の想定をご教示願いたい。	ご理解のとおりです。橋梁とのすり合わせ方法については、事業者提案とします。盛土の範囲については、入札公告時に示します。
185	要求水準書(案)資料4					谷田川橋梁工事図	既存の接続アプローチ橋梁は貴市にて撤去と考えてよいか。また、撤去後は法面成形まで貴市にて対応いただくものと認識してよいか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、現場の状況に合わせ必要な工事を行います。
186	要求水準書(案)資料10					火葬件数及び燃料使用実績(過去5年)	過去5年における予約時間毎の火葬実績をご教示ください。また、1日毎の火葬件数もご教示ください。	入札公告時に示します。
187	要求水準書(案)資料10					火葬件数及び燃料使用実績(過去5年)	栃木市斎場の火葬件数について、市民・市外および人体・胞衣の内訳をご教示ください。	入札公告時に示します。
188	要求水準書(案)資料10					火葬件数及び燃料使用実績(過去5年)	貴市が想定される、本施設の事業期間中における将来火葬件数予測がございましたらご開示をお願いします。	将来火葬件数の予測については、「栃木市斎場再整備基本構想」をご確認ください。
189	要求水準書(案)					霊柩車業務	業務の中に霊柩車に関する業務について触れられておりませんが、廃止するという事でしょうか？それとも現状と同じように市が直接運行管理を継続して行うのでしょうか	霊柩車業務については廃止します。
190	要求水準書(案)						事業用地に以前建設されていた南部清掃工場の解体(平成25年3月)に際し、基礎杭が存置されていると思料しますが、今回の事業範囲には杭の引き抜きも含まれますでしょうか。含まれる場合、資料を開示願います。	南部清掃工場の基礎杭は撤去済みです。